

議案第105号

さぬき市エネルギー・環境対策基金条例の制定について

さぬき市エネルギー・環境対策基金条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市エネルギー・環境対策基金条例

(設置)

第1条 再生可能エネルギーの普及促進及び環境分野に係る各種事業の推進を図るため、さぬき市エネルギー・環境対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第106号

さぬき市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

さぬき市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の4第1項及び第2項、第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものとする。

(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準)

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 法第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、この条に特別の定めのあるものを除くほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準」という。）に定めるところによる。

2 前項の場合における地域密着型サービス基準第3条の40第2項、第17条第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 法第115条の14第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、この条に特別の定めのあるものを除くほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防サービス基準」という。）に定めるところによる。

2 前項の場合における地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービス等の事業の人員、

設備及び運営等に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第107号

さぬき市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を
定める条例の制定について

さぬき市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を別紙
のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第
1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 歩道等（第3条—第10条）
- 第3章 立体横断施設（第11条・第12条）
- 第4章 乗合自動車停留所（第13条・第14条）
- 第5章 自動車駐車場（第15条—第22条）
- 第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第23条—第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及びさぬき市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年さぬき市条例第19号。以下「道路構造条例」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。
- (2) 横断歩道 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第4号に規定する横断歩道をいう。
- (3) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。
- (4) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第2章 歩道等

（歩道）

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものと

する。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、道路構造条例第10条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第9条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配及び横断勾配は、規則で定める勾配とするものとする。

(歩道等と車道等の分離)

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは、規則で定める高さ以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第8条 歩道等(縁石を除く。次項において同じ。)の車道等に対する高さは、規則で定める高さを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。

2 歩道等の車道等に対する高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、規則で定める高さを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、規則で定める構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条の規定による基準（横断勾配に係るものに限る。）を満たす部分の有効幅員は、規則で定める幅員の値以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

（立体横断施設）

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター等）

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーター、傾斜路、エスカレーター、通路及び階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、規則で定める構造とするものとする。

第4章 乗合自動車停留所

（高さ）

第13条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、規則で定める高さを標準とするものとする。

（ベンチ及び上屋）

第14条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 自動車駐車場

（障害者用駐車施設）

第15条 自動車駐車場には、規則で定める数以上の障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設は、規則で定める構造とするものとする。

（障害者用停車施設）

第16条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合に

おいては、この限りでない。

2 障害者用駐車施設は、規則で定める構造とするものとする。

(出入口)

第17条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、規則で定める構造とするものとする。

ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(通路)

第18条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、規則で定める構造とするものとする。

(エレベーター及び傾斜路)

第19条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 自動車駐車場に設けるエレベーター及び傾斜路は、規則で定める構造とするものとする。

(階段)

第20条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、規則で定める構造とするものとする。

(屋根)

第21条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用駐車施設及び第18条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第22条 障害者用駐車施設を設ける階に設ける便所は、規則で定める構造とするものとする。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第23条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第24条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第25条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第26条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第27条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条又は第4条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部若しくは屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者若しくは自転車の安全な通行を確保するための道路の部分^{さく}を設け、又は当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

3 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレータ

一が存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

- 4 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

議案第108号

さぬき市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準を定める条例の制定について

さぬき市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準
を定める条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第
67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) ちんでん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号に規定する卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業者にあつては1年以上、第2号に規定する卒業者にあつては2

年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号に規定する卒業生にあつては1年以上」とあるのは「第1号に規定する卒業生にあつては6か月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業生にあつては4年以上、同項第3号に規定する学校の卒業生にあつては6年以上、同項第4号に規定する学校の卒業生にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業生にあつては5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業生にあつては7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業生にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

2 簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同項第5号中「最低経年数以上」とあるのは「最低経年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第109号

さぬき市防災会議条例及びさぬき市災害対策本部条例の一部改正について

さぬき市防災会議条例及びさぬき市災害対策本部条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市防災会議条例及びさぬき市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(さぬき市防災会議条例の一部改正)

第1条 さぬき市防災会議条例（平成14年さぬき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

第3条第7項中「及び第10号」を「から第11号まで」に改める。

(さぬき市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 さぬき市災害対策本部条例（平成14年さぬき市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第110号

さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部改正について

さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例

さぬき市ケーブルネットワーク条例（平成15年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、同条第8項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第7項とする。

第22条を削り、第23条を第22条とし、第24条から第28条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1 SPEEDチャンネルの項を削る。

別表第3 有料番組視聴料の部 SPEEDチャンネルの項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

（さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表ケーブルネットワーク運営審議会の委員の項を削る。

議案第111号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「この条から第27条まで」の次に「並びに附則第9項第2号及び第3号」を加え、同条第4項中「死亡した日現在」の次に「。附則第9項第2号において同じ。」を加える。

第27条第2項第1号中「次項」の次に「及び附則第9項第3号」を加える。
附則に次の4項を加える。

(55歳を超える職員への給料月額等の減額措置)

9 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第11項及び第12項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第11項において「給料月額減額基礎額」という。）)

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第24条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当

該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第27条第4項において準用する第24条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第12項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第4項において準用する第24条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第12項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(4) 第30条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 第30条第1項 前3号に定める額
- イ 第30条第2項及び第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- ウ 第30条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第30条第6項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
医療職給料表(2)	6級
医療職給料表(3)	6級

10 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

11 附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第1

5条から第17条まで及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数に4分の31を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数に4分の31を乗じたものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

12 附則第9項の規定が適用される間、第27条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（管理監督職員にあつては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（管理監督職員にあつては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

13 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員に対する附則第9項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

（さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年さぬき市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「相当する額」の次に「（給与条例附則第9項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与条例附則第9項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当分の間、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。
(平成24年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 2 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対する第1条の規定による改正後のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年さぬき市条例第 号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 3 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対する第2条の規定による改正後のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第6項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年さぬき市条例第 号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
(規則への委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)
- 5 さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年さぬき市条例第34号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。
(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)
- 4 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第3項の規定の適用については、同項中「第19条」とあるのは、「附則第11項」とする。
(さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 6 さぬき市職員の育児休業等に関する条例（平成14年さぬき市条例第35号）の一部を次のように改正する。
附則に次の2項を加える。
(給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)
- 3 育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）に対する給与条例附則第9項第1号、第2号及び第3号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその

者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第2号及び第3号中「給料月額（）」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額（）」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

- 4 給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第19条の規定の適用については、同条中「第19条」とあるのは「附則第11項」とする。

（さぬき市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 7 さぬき市職員の修学部分休業に関する条例(平成19年さぬき市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

- 2 給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額から当該職員の給料月額（給料の調整額を含む。）並びに初任給調整手当、特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから給与条例第16条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数に4分の31を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額並びに初任給調整手当、特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから給与条例第16条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数に4分の31を乗じたものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額」とする。

議案第112号

さぬき市手数料条例の一部改正について

さぬき市手数料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市手数料条例の一部を改正する条例

さぬき市手数料条例（平成14年さぬき市条例第58条）の一部を次のように改正する。

別表第44項中「第58条第2項」を「第58条第1項」に改め、同表第45項第2号中「第115条の11第1項」を「第115条の12第1項」に改め、同項第3号中「第78条の11」を「第78条の12において準用する法第70条の2第1項」に改め、同項第4号中「第115条の19」を「第115条の21において準用する法第70条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第113号

さぬき市下水道条例の一部改正について

さぬき市下水道条例（平成14年さぬき市条例第184号）の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市下水道条例の一部を改正する条例

さぬき市下水道条例（平成14年さぬき市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表一般の項中「850円」を「1,000円」に、「125円」を「150円」に、「140円」を「170円」に、「150円」を「180円」に、「175円」を「205円」に、「190円」を「220円」に改め、同表公衆浴場等の項中「35円」を「40円」に改め、同表工事その他一時使用の項中「190円」を「220円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用者が排除した汚水の量（以下「汚水量」という。）に係る下水道使用料から適用し、施行日前の汚水量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。この場合において、施行日以後に徴収する下水道使用料で、その算定の基礎となる汚水量の算定期間が施行日の前後にまたがるものについては、当該汚水量を当該算定期間の各日に均等に排除したものとみなし、日割計算により算定する。

議案第114号

寒川老人福祉センター外2施設の指定管理者の指定について

次のとおり寒川老人福祉センター外2施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

寒川老人福祉センター、さぬき市春日ふれあいセンター及びさぬき市農林漁業体験実習館

2 指定管理者となる団体

名称 株式会社さぬき市SA公社

所在地 さぬき市津田町鶴羽939番地1

3 指定の期間

平成25年4月1日から平成29年3月31日まで

議案第115号

さぬき市カメラ温泉福祉センター及びさぬき市活性化施設の
指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市カメラ温泉福祉センター及びさぬき市活性化施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市カメラ温泉福祉センター及びさぬき市活性化施設
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社門入カメラ
所在地 さぬき市寒川町石田東甲2761番地2
- 3 指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第116号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
1	<small>ちゅうおうどおり</small> 中央通2号線	さぬき市寒川町 石田東字鳥田 甲 284 番地先	さぬき市寒川町 石田東字鳥田 甲 283 番地先	41.0	4.0~8.2

議案第117号

工事請負契約の変更について（平成23年度（補正分）志度小学校
校舎改築工事（建築・解体））

平成23年度（補正分）志度小学校校舎改築工事（建築・解体）について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 平成23年度（補正分）志度小学校校舎改築工事（建築・解体） |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 変更前 一金260,925,000円
うち消費税及び地方消費税額12,425,000円
変更後 一金285,868,800円
うち消費税及び地方消費税額13,612,800円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市番町3丁目8番11号
西松建設株式会社四国支店
執行役員支店長 金子秀雄 |

議案第118号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 学校備品一式 |
| 2 | 取得の目的 | さぬき南中学校建設に伴う学校備品の購入 |
| 3 | 取得価格 | 一金32,235,000円
うち消費税及び地方消費税額1,535,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県さぬき市大川町富田西3108番地1
有限会社ブロンクス
代表取締役 蓮井 淳 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |